

2025(令和7)年度

一般社団法人ゼンコロ 事業計画書

(2025年4月1日～2026年3月31日)

1. はじめに

終息の目途が立たない海外における紛争や自国優先主義のリーダーによる経済情勢は、予断を許さない状況となっている。わが国の近年の物価高騰は一人ひとりの生活に影響をもたらし、特に障害者等の低所得者層にとっては厳しい問題となる。本年度は、国民の5人に1人が75歳以上の後期高齢者となる超高齢化社会「2025年問題」を迎える。労働力の減少、医療・介護制度等の課題解決に向けた具体的な取り組みにおいて、安心できる社会保障制度を維持することが国の最重要課題といえる。国は、自助・共助・公助を強調しているが、生活のしづらさという深刻な問題を抱えている障害者には、公助を優先課題として位置付けることが重要ではなかろうか。

近年、様々な自然災害が発生している。自然災害はその度に状況は異なり、発生を未然に防ぐことは困難であることを踏まえ、防災準備と発生後の対策には意識を高めていく必要がある。能登半島地震やその後の豪雨災害での復興が長引く中で、相変わらず障害のある仲間たちの情報は希薄である。ゼンコロでは、引き続きJDF支援センターへの支援員の派遣活動などに可能な限り継続して実施する。

本年度は、感染予防対策を継続しつつ目的重視の活動を展開する。ゼンコロ会員法人や関連団体との繋がりを大切にし、次のテーマを基本計画として取り組むこととする。

(1) 障害者の人権問題について

わが国の障害者施策の歴史の中で、最大の人権侵害が問われた旧優生保護法裁判は、昨年7月3日の最高裁大法廷で「旧優生保護法は憲法違反だ」として、国に賠償を命じ、国が主張する除斥期間に関しては「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない」と断じる判決を言い渡した。ゼンコロは、「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」の活動を支援してきたが、国連障害者権利条約を実現するための羅針盤として、本年度は、ゼンコロの人権元年として捉えて活動していく。

ゼンコロは、すべての人の命は尊く権利は平等であることを障害当事者と共に人権意識を広く地域社会に発信し、また、定着させるべく、継続して取り組むこととする。

(2) 障害者の労働問題について

障害者権利委員会による総括所見では、福祉作業所等の閉鎖的な環境を懸念し、インクルーシブな労働環境への移行強化を勧告した。加えて、「労働及び雇用の権利に関する一般意見第8号」も決議され、分離政策によるシェルタードワークショップは、「人権モデル」とは調和しないことを示唆している。

わが国の障害者の労働環境は、いまだに労働と福祉に分断された縦割り行政のため、所得保障や労働の機会や権利の保障という観点では、様々な問題が山積している。ゼンコロはもとより、働きたいと希望する障害者は労働市場等で労働法の適用を受けて活躍することが望ましいことを提唱しており、それが実現するまでは、一時的にも、あるいは継続的にでも一定の支援を伴った労働環境は必要であることを繰り返しメッセージし続けている。近年、障害者雇用率代行ビジネスや、企業が安易に利益だけを優先し障害者を簡単に解雇する福祉サービス事業者の存在が社会問題化しており、当事者たちによって創設されたゼンコロは、この状況を大きな怒りと懸念をもって注視している。一方で、ゼンコロ会員法人が行う事業が、権利委員会が指摘する閉鎖的な環境に該当する

のか、また、変化の必要があるのならどのように変われるのか等、真摯に受け止め検証しつつ、障害者の労働問題の改善により注力して取り組み、具体的なビジョンとして「ゼンコロモデル」を期中に示すこととする。

(3) 新たな事業推進について

働くことや地域生活等の自立に対してサポートを必要としている人は様々である。特に、障害者の活躍の場を増やす取り組みにおいては、障害種別や特性の多様化を踏まえた支援の質の向上が求められる。ゼンコロは、近年の福祉ニーズの変化に対応するためには、現在の事業では不足を生じているとして、福祉事業と生産活動の両面で新たな事業を開拓することを課題としている。前年度の報酬改定を伴った障害者総合支援法の見直しは、相変わらず加算・減算の仕組みが強化され、当事者と支援事業者を翻弄し続けている。改めて、福祉事業の真価を問い直し、必要に応じて新たな事業も模索し、場合によっては実践していくこととする。

新たな事業推進の足掛かりとして開始した国際交流事業は、試行的事業として具体的な前進を目指していきたい。今年度も、既存の事業の充実を図りつつも、可能性のある事業には、共同し、積極的に挑戦していくこととする。

2. 具体的な事業内容

(1) 障害福祉の理解に関する普及啓発のための事業

[計画]① 公的機関および関連機関等のパブリック・コメント等ならびに障害者等社会的に弱い立場の人たちや生きにくさを持った人たちの社会的事件に対してゼンコロの意見をまとめ、対外的に発信する。(運営委員会)

[計画]② 現場で働く人の交流と技術研鑽を目的とした、障害者対象の交流型技能競技会(喫茶部門、ビル・クリーニング部門)を9月頃に会員法人で開催する。新たな試みとして組版競技を創設し、11月にリモートで実施する。

また、2025年度の全国障害者技能競技大会(アビリンピック)は10月に愛知で開催される予定であり、障害者の技能向上を図ることから、会員法人から多くの参加を促し、また上位入賞者を引き続き褒賞する。(事業部会)

[計画]③ 広報誌は8月、1月に発行する。記事内容は、メーリングリスト及び月例ミーティング等で会員法人に広く意見を求め、情報発信ツールとして活用する。(総務部会)

[計画]④ ホームページの更新を適宜実施する。掲載内容は、運営委員会メーリングリスト及び月例ミーティング等で会員法人に広く意見を求め、情報発信ツールとして活用する。(総務部会)

[計画]⑤ ゼンコロの取り組みや出版物等が、より幅広く普及し活用されるよう、ゼンコロ出版書籍の販売等の促進を図る。(総務部会)

(2) 障害者の福祉向上に関する調査研究事業

[計画]① 国連障害者権利委員会の総括所見に関する調査研究、及び次回日本の回答に向けたパラレルレポートの内容の提案を継続、並びに日本の進捗状況を把握し、関係団体と協力し実効性のあるものとするよう行動する。また、2023年度に実施したインド視察において着手した現地の団体との連携を深める。(総務部会)

[計画]② 10回目の「職業的重度障害者の印刷事業に関するマッチング調査」を実施する。併せて、調査にかかわる8回目の担当者会議を7月に会員法人で参集して行い、マッチング調査の新規・フォローアップ事例に関する情報交換を行なう。また前日には会員法人の見学を併せて行う。(事業部会)

[計画]③ 2024年度に行われた報酬改定に対し、同年度を通してゼンコロ会員法人が取り組んだ工夫や対応等の特徴を調査し、取りまとめて報告する。(総務部会)

(3) 障害者の雇用・就労支援に関する研究開発および試行的事業

[計画]① 障害者の「労働・雇用」に関して、松井亮輔先生(日本障害者協議会顧問・法政大学名誉教授)と『「福祉的就労」をめぐる国内外の動向ー「社会支援雇用」実現をめざして』を通して意見交換をする。(運営委員会)

[計画]② 障害者にとってディーセントでインクルーシブな雇用・就労のあり方について、他団体と協力して研究・推進に努める。インクルーシブ雇用議員連盟の活動は継続することから、引き続き市民側団体として参加する。前年度から検討を進めている「ゼンコロモデル」を上半期にまとめ、障害者の働き方に関する提言等につなげ、厚生労働省との意見交換の実施を検討する。(運営委員会)

[計画]③ 新たな商品開発・新規事業を運営委員会全体で検討する。引き続き、東南アジアの障害者就労との連携を念頭に、2023年度に実施したインド視察の際、現地の施設に紹介した布草履等を通じた連携を事業化できないかゼンコロの事業として進めていく。必要に応じて、現地に駐在する外部の協力者に業務委託をして、本事業の具体化を図る。同事業の進捗状況に応じて現地訪問も検討する。(事業部会)

[計画]④ 前年度に引き続き、既に一部の会員法人で開始している書籍デジタル化事業について、取り組んでいる法人間の事業振興、及び今後事業参加する会員法人や検討している会員法人に対して事業化を支援する。(事務局)

(4) 障害福祉従事者の専門的知識および支援技術の向上に関する事業

[計画] 会員法人の支援のチームリーダー層職員を対象とした研修会を開催する。研修会は参集による開催とし、10月で実施する。「ゼンコロ」「支援現場における人権」「職員の育成」について意見交換を通して他の会員法人の取組から学ぶ研修会とする。研修後には振り返りの機会を設ける。(教育研修部会)

(5) 障害者の支援を行う施設・事業所の設置およびその運営に関する相談助言事業

[計画] 10月に障害者総合支援法の事業として新設される「就労選択支援」について、前年度から引き続き、最新の情報や見通し等をゼンコロ会員法人間で共有し、意見交換をする。(運営委員会)

(6) 関係団体・事業者との連携交流に関する事業

[計画]① 日本障害者協議会(JD)の事業活動と連携し、障害者福祉に関する課題と情報の共有化を図り、障害者施策の調査研究及び提言を共に実施する。引き続き、JDで編纂された「障害と人権の総合事典」については、各法人の内外で積極的に活用する。(総務部会)

[計画]② 「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会」(めざす会)による活動に引き続き関わり、完全実現をめざして協力すると共に、厚生労働省との定期協議に参加する。(総務部会)

[計画]③ ワーカビリティ・ジャパン(WJ)に引き続き加盟するとともに、障害者の就労に関する国際的動向を把握する。9月にフィリピンで開催されるWAsia会議には、ゼンコロから理事者等が参加する。また、2026年に日本で開催されるWAsia会議にゼンコロとしてどのように関わるか検討する。(総務部会)

[計画]④ 「きょうされん」と連携し、全国一斉署名活動及びその他の活動や調査依頼等の協力をして、ともに障害者福祉の向上に努める。(総務部会)

[計画]⑤ 運営委員会を会員法人で開催した際、交流の場を設け、ゼンコロの事業に理

解を深めてもらい、連携強化を図る。(運営委員会)

[計画]⑥ 2024年元旦に発生した能登半島沖地震の被災者支援のために、同年5月に立ち上がった「JDF支援センター」では9月まで支援活動が続く予定となっている。今年度も引き続き、JDを通じ、ゼンコロからも同センターへ支援者を派遣する。(事務局)

(7) 公益事業を推進するための環境・衛生事業

[計画] 古紙回収の請負事業を軸とする収益事業を引き続き実施し、その収益は公益事業に充当する。(事務局)

3. 運営に関する事業

[計画]① 総会と理事会は6月、11月、3月に開催する。三役会議は適宜開催する。

[計画]② 例年の運営委員会は4月、11月、1月に開催し、ゼンコロ定款第3条「事業」に関わる課題を検討・立案し、理事会・総会へ提案する。なお、毎月1回のリモートによる月例ミーティングを持ち、事業計画実施に向けて、具体的に検討していく。

以上